

社会保険 いばらき

3

協会けんぽの保険料率についてのお知らせ

2020 March
NO. 500

- インセンティブ制度の平成30年度の実施結果について
- 人事異動の季節です。届出は正しく速やかに
- 「久慈サンピア日立」宿泊補助の一時休止について
- 4月の出張年金相談



「咲き競う」(撮影：偕楽園公園(水戸市))：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

令和2年3月分(4月納付分)~の

協会けんぽの保険料率

についてお知らせします

茨城支部 の健康保険料率は **引下げ** となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、令和2年4月分の保険料から変更になります。

現 行	健康保険料率	令和2年3月分~
9.84%	➡	9.77%

介護保険料率は引上げとなります。

現 行	介護保険料率	令和2年3月分~
1.73%	➡	1.79%

※健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

なお、令和2年度の都道府県ごとの健康保険料率は支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」に分かれます。
加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、保険料のご負担につきまして、
何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

**加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。**

インセンティブ制度の平成30年度の実施結果について

インセンティブ 制度とは

現在、協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとの医療費に応じて設定されています。加入者の皆様が健康になり、医療費が安くなることで保険料も安くなりますが、平成30年度からはさらに、加入者及び事業主の皆様の健康づくりの取組み結果(特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合など)に応じて、保険料率に反映させるインセンティブ制度がスタートしました。取組み結果に基づき、全支部をランキングづけし、上位23支部に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率は引き下げられます。(平成30年度の結果は令和2年度の健康保険料率に反映されます)

インセンティブ制度の対象項目 (評価指標)	実施率	得点	全国順位
1 特定健診等の実施率	52.7%	49.5	25位
2 特定保健指導の実施率	18.7%	46.5	34位
3 特定保健指導対象者の減少率	31.7%	39.1	42位
4 要治療者の医療機関受診率	11.0%	55.0	10位
5 後発医薬品の使用割合	73.5%	47.1	29位

総合順位
34位
(全国47支部中)

平成30年度の各項目の得点を合計すると茨城支部は34位となり、上位23支部に入ることにはできませんでした。

左記の1～5の割合が高ければ高いほど、また、前年度からの伸びが大きければ大きいほど、得点数が上がり、保険料率の引き下げに影響します。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 ☎ 029-303-1580 (企画総務グループ)

医療機関のかかり方を見直してみませんか? ~4つのポイント~

医療費はちょっとした心がけで負担を減らすことができます。上手な医療機関のかかり方を知り、医療費の無駄を減らしましょう!

①

かかりつけ医を もちましょう!

家や職場の近くに**かかりつけ医**(=医療に関する最初の相談役)をもち、風邪などの日常的な病気の時はいち早くかかりつけ医を受診しましょう。紹介状なしで大きな病院(ベット数200床以上)を受診すると、初診料に加えて**特別料金(全額患者負担)**がかかります。

②

ジェネリック医薬品 で医療費節約!

先発医薬品より安価で、安全性や品質が同等であるジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費を節約できます。まずは医師や薬剤師に相談しましょう。**国は、2020年9月末までにジェネリック医薬品使用率80%を目標としています。**

③

夜間・休日診療は 割増料金に!

休日や夜間に救急対応してくれる病院や薬局は、**医療費が「割増料金」になる**ことをご存じですか? 急な病気ですぐに受診すべきかどうか判断に迷った時には、救急電話相談をご利用下さい。

☎ **子ども救急電話相談(茨城県) #8000**
☎ **おとな救急電話相談(茨城県) #7119**

④

はしご受診は 負担が大きい!

病気やけがの治療中、自分の判断で受診先を変える「**はしご受診**」は、**身体的にも経済的にも大きな負担につながります。**

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

代表 ☎029-303-1500

日本年金機構からのお知らせ

人事異動の季節です 届出は正しく速やかに

従業員を採用したとき

◎資格取得届

●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

●提出期限

資格取得日から5日以内

●パートタイマーの取扱い

平成28年10月1日から、パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①国、地方公共団体に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。
- ⑤学生でないこと。

●個人番号（基礎年金番号）欄

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

●報酬月額欄

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●被保険者住所欄

個人番号（基礎年金番号）欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票の住所を記入してください。

※住民票住所以外の居所等に日本年金機構からの各種お知らせ等の送付を希望する場合は、別途「住所変更届」を提出してください。

◎被扶養者（異動）届

●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載されているローマ字氏名を大文字で記入して下さい。
- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1. 70歳以上被用者該当」に○を付けて下さい。

従業員が転勤・退職したとき

◎資格喪失届

●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

●提出期限

資格喪失日から5日以内

●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

被扶養者が就職したとき

◎被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合は被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

退職後、引き続いて再雇用したとき

◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

◎60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したもののとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

図1 被扶養者になることができる続柄

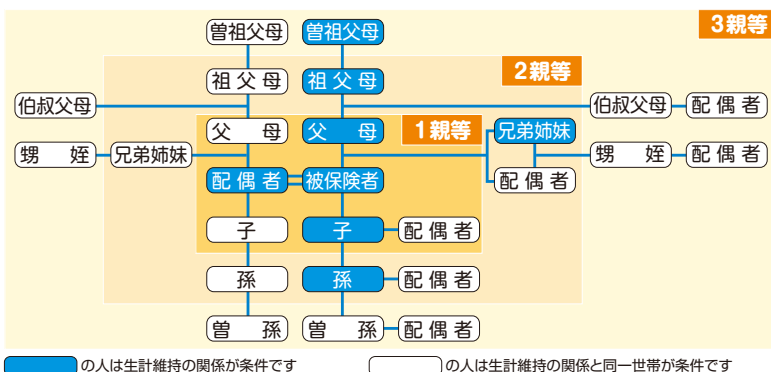


図2

130万円 対象者の年収状況 認定			
年金や失業等給付も対象となる収入を年間に換算します。	同居の場合	対象者の年収 被保険者の年収 ^{※1/2}	130万円未満 1/2未満 → ○
		対象者の年収 被保険者の年収 ^{※1/2}	130万円以上 1/2未満 → ×
	別居の場合	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満 仕送額未満 → ○
		対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満 仕送額以上 → ×
		対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円以上 仕送額未満 → ×

資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は埼玉広域事務センターへ直接郵送してください
届書の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

詳しくはねんきん加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

久慈サンピア日立の利用補助（宿泊）の一時休止について

茨城県社会保険協会では、被保険者とそのご家族の健康づくりのため、施設と契約を結び、宿泊料金の一部補助を行っておりますが、この度、日立市にあります「久慈サンピア日立」が令和2年4月1日から令和3年9月末まで改修工事を行うため、休館することになりました。従いまして、その間は利用補助を休止させていただきます。利用補助の再開につきましては、広報誌「社会保険いばらき」及び茨城県社会保険協会のホームページで改めてお知らせいたします。なお、その他の契約保養施設につきましては引き続き利用補助を行っておりますので、ぜひご利用ください。該当施設等につきましては茨城県社会保険協会のホームページでご確認をお願いします。また、久慈サンピア日立に併設されております「プール」につきましては、本館の改修工事期間中も営業（夏季期間）するということですが、プール利用料金の一部補助につきましては検討中ですので、5月に送付します広報紙及びチラシ等でお知らせ致します。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による4月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。

なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

4月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	2日 (木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	14日 (火) 10:00～14:00	大子町役場
	15日 (水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	9日 (木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	23日 (木) 10:00～14:30	神栖市商工会本所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	2日 (木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	24日 (金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	9日 (木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	15日 (水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	21日 (火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。